

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-①)

<p>政策^(※1)名</p>	<p>政策1:適正な行政管理の実施</p>				<p>担当部局課室名</p>	<p>行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>行政管理局企画調整課長 阪本 克彦 行政管理局行政情報システム企画課長 橋本 敏 行政管理局管理官 大槻 大輔</p>
<p>政策の概要</p>	<p>行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。</p>						<p>分野【政策体系上の位置付け】</p>	<p>行政改革・行政運営</p>
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>行政運営の改善・効率化を実現するため、独立行政法人制度の運用に関する取組及び業務・システム改革の取組を推進する。また、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用する。</p>						<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成28年8月</p>
<p>施策目標</p>	<p>測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)</p>	<p>基準(値)</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標(値)</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値)</p>		<p>測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
	<p>1 各行政機関が所管する情報システム数 <アウトプット指標></p>	<p>1,450</p>	<p>24年度</p>	<p>542</p>	<p>30年度</p>	<p>26年度 1,149</p>	<p>27年度 1,045</p>	<p>・「世界最先端IT国家創造宣言」(閣議決定)において、平成25年中に政府情報システム改革に関するロードマップを策定し、政府CIOの指導の下、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直しを進めるとともに、政府共通プラットフォームへの移行を加速すること等により、30年度までに現在の情報システム数(24年度:約1,500)を半数近くまで削減することとされている。 ・目標値としていた情報システム数「871」については、IT国家創造宣言に基づき策定している「政府情報システム改革ロードマップ(平成25年12月26日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」の中で、各府省の個々の情報システムについて、統廃合、政府共通プラットフォームへ移行等による見込みの削減数を取りまとめた結果の数値。平成27年3月4日付で、「政府情報システム改革ロードマップ」が改定され、見込み削減数が見直されたこと、また、政府共通プラットフォームへ移行するシステムについては、情報システムとして統合・集約されていることから、IT国家創造宣言上のシステム削減数に含まれていることを踏まえ、目標値を「542」と修正。 また、上記と同様の理由から、年度毎の目標値についても修正。 ・これらの取組により、大規模な効率化と縦割りを打破したシームレスな連携、変化への迅速かつ柔軟な対応力の向上を図り、効率的な行政運営と徹底したコスト削減を実現する。 ※当該指標に係る取組については、内閣官房と連携しつつ実施</p>
<p>ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること</p>	<p>② 業務改革取組方針の改定 <アウトプット指標></p>	<p>各府省における業務改革の推進方策の検討</p>	<p>25年度</p>	<p>各府省の業務改革の推進による行政運営の効率化及び行政サービスの向上</p>	<p>27年度</p>	<p>社会保障・税番号制度の導入に係る業務を始めとして、各府省における業務改革の推進を図る。</p>	<p>業務改革取組方針を改定する。これにより、引き続き各府省の業務改革の取組を推進しつつ、優れた取組については横展開を促し、より一層の業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を図る。</p>	<p>「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年11月15日閣議決定)において、情報通信技術を活用した業務改革の推進、地方支分部局等を始めとする行政事務・事業の整理、民間委託、人事管理の適正化等行政の合理化、効率化を積極的に推進する等の措置を講ずることとされている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、業務改革方針の策定・推進等を通じて、業務遂行の効率化と生産性・行政サービスの質の向上を促進することとされている。また、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)においては、各府省は、不断に業務改革に取り組むこととされている。これらのことから、指標及び目標に設定。</p>
						<p>「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成26年7月総務大臣決定)を策定し、各府省の様々な業務改革を推進。その取組状況を平成27年1月に取りまとめ、公表。これらを通じ、業務の効率化・高度化、国民の負担軽減・利便性向上等を実現。</p>	<p>—</p>	

	3	申請・届出等手続におけるオンライン利用率 ＜アウトプット指標＞	41.2%	24年度	70%以上	33年度	平成25年度値以上 45.4% (平成27年12月28日追記)	平成26年度値以上 —	「世界最先端IT国家創造宣言」及び同工程表並びに「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日CIO連絡会議決定)に基づいて、行政手続に係る利便性を推進することは、行政運営の効率化及び国民の利便性向上に資することから、それらの指標としてオンライン利用率を設定。「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」において、2021年度までにオンライン手続の利用率を70%以上に向上することとされていることから、目標年度を33年度に設定。
独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること	④	独立行政法人制度改革への対応 ＜アウトプット指標＞	新しい独立行政法人制度の創設に向けた検討	25年度	新しい独立行政法人制度の円滑な運営	27年度	独法会計基準の改訂、運用事項の見直し等を通じ、新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図る。 平成27年4月からの新しい独立行政法人制度への円滑な移行を図るため、平成26年度内に独立行政法人の目標・評価に関する指針の策定、会計基準の改訂、運用事項の見直し等を行った。	新制度移行後においても、運営実態等を適切に把握し、調達に関する新たなルールを策定するなど、必要な対応を行う。 —	新しい独立行政法人制度が平成27年4月から施行されたが、平成26年度は今回の独立行政法人改革を実現するに当たった新制度への移行準備を行い、平成27年度は新制度の下で各法人の政策実施機能が最大限発揮され、成果の最大化を図ることができる環境を整えることが不可欠であることから、目標として設定。
行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	5	行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合 ＜アウトプット指標＞	41.2%	21年度	平成21年度値以上	27年度	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知。 標準処理期間が未設定であるものについては、事案の蓄積等を踏まえ、設定に努めるよう通知を发出し周知した。 53.0%(平成24、25年度)	実績を把握した上で、より多くの処分について標準処理期間が設定されるよう周知。 —	行政運営の適正化の観点から、標準処理期間を設定することは、申請の迅速な処理の確保に資することとなり、ひいては国民の権利利益の救済につながることから、指標及び目標値として設定(平成21年度実績値を基準として目標値を設定)。このため、施行状況調査の実施により、申請に対する処分のうち新設されたものに係る標準処理期間の設定状況を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ標準処理期間の設定を促すことにより、改善促進を図る。 ※標準処理期間については、設定することが困難な手続もあることから努力義務となっている。
	⑥	行政不服審査制度の見直し ＜アウトプット指標＞	新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始	24年度	新しい行政不服審査制度の適切な施行	28年度	新しい行政不服審査制度の各種規定等の整備 改正行政不服審査法の成立(平成26年6月13日公布) 政令等の検討の実施	新しい行政不服審査制度の周知、研修等を行うとともに、審理手続に係るマニュアル等参考資料の作成・提供等を実施 —	改正行政不服審査法(平成26年6月13日公布)の日から2年を超えない範囲で政令で定める日施行)の成立に伴い、円滑な新制度の施行に向け、各種規定等の整備を進める必要があることから目標として設定。
	7	行政不服審査制度について、3か月以内に審査請求が処理された件数の割合 ＜アウトプット指標＞	23.9% (国:32.0% 地方:15.7%)	21年度	平成21年度値以上	27年度	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。 平成26年度の研修会、セミナー等(15回)において、制度の趣旨等を周知し改善を図った。 ※施行状況調査を平成27年度以降実施予定 参考:平成23年度実績 22.1% (国 43.6% 地方 5.6%)	新しい行政不服審査制度の周知等の機会に、現行制度についても迅速な処理を促し、改善を図る。 —	審査請求について、個別の事案に応じて事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、審査請求の処理を早期に進め、処分の最終的な確定を進めることは、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営に資することから、指標及び目標値として設定(平成21年度実績値を基準として目標を設定)。このため、行政機関からの照会に対し適切な対応を行うことや、施行状況調査の実施により処理期間の傾向を把握するとともに、その結果を踏まえ必要に応じ簡易迅速な手続の実施を促すことにより、改善促進を図る。

国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	8	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等) <アウトプット指標>	行政機関 : 99.9% 独立行政法人等 : 99.2%	24年度	平成24年度値以上 (100%を目指す)	27年度	平成24年度値以上	平成24年度値以上 (100%を目指す)	行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、期限内(原則30日以内。延長した場合には延長期限内)に開示決定等がなされることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、また、施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、改善促進が図られるものとして、指標及び目標値を設定(平成24年度実績値を基準として目標値を設定)。
	9	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数(行政機関及び独立行政法人等) <アウトプット指標>	行政機関 : 475件 独立行政法人等 : 622件	24年度	平成24年度値より減少 (10%減を目指す)	27年度	平成24年度値より減少	平成24年度値より減少 (10%減を目指す)	行政機関等において個人情報の適切な管理を実施し、個人情報の漏えい等事案の件数を減らすことは、国民の権利利益の保護につながると考えられるため、また、施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、改善促進が図られるものとして、指標及び目標値を設定(平成24年度実績値を基準として目標値を設定)。*左記の基準(値)及び目標(値)においては、配送を請け負った事業者による誤送付及び紛失に係るものを除く。(参考)22年度実績:行政機関:282件、独立行政法人等:717件 23年度実績:行政機関:401件、独立行政法人等:664件
達成手段 (開始年度)			予算額(執行額) (※2)			関連する 指標(※3)	達成手段の概要等		平成27年度行政事業 レビュー事業番号
			25年度	26年度	27年度				
(1)	行政管理実施事業(昭和21年度)	260百万円 (201百万円)	217百万円	214百万円	1~9	<ul style="list-style-type: none"> ○国の行政の業務改革に関する取組方針に基づく取組を推進し、行政運営の効率化及び行政サービスを向上。 ○独立行政法人通則法等の独立行政法人に関する共通的な制度の企画・立案を通じ、独立行政法人の業務運営を適正化。 ○行政運営の基本的、共通的なルール(行政手続法、行政不服審査法、行政機関情報公開法、行政機関個人情報保護法等)について、各行政機関の運用状況の把握、各行政機関等における適正な運用となるよう普及啓発、国民の利便性の向上を図るよう周知活動等を実施。 ○業務・システム最適化計画及び新たなオンライン利用に関する計画に基づく取組を推進し、行政運営を合理化・効率化及び国民の利便性を向上。 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国の行政機関における標準処理期間を定めているものの割合:41.2%(平成27年度) ②国の行政機関及び地方公共団体における3か月以内に審査請求が処理された件数の割合:23.9%(平成27年度) ③申請・届出等手続におけるオンライン利用率:70%(平成27年度) ④国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合:100%(平成27年度) ⑤国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数(配送を請け負った事業者による誤送付及び紛失に係るものを除く):987件(平成27年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子政府推進員による広報・普及啓発活動 	0001		

(2)	独立行政法人通則法(平成11年)	-	-	-	4	独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。		
(3)	行政手続法(平成5年)	-	-	-	5	処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。		
(4)	行政不服審査法(昭和37年)	-	-	-	6,7	行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことにより、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。		
(5)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	-	-	-	9	行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。		
(6)	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	-	-	-	9	独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。		
(7)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年)	-	-	-	8	国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。		
(8)	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年)	-	-	-	8	国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする。		
政策の予算額・執行額		286百万円 (221百万円)	217百万円	214百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主要なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日(平成26年6月24日改定)(平成27年6月30日改定)	4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会 (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用 (2) 利便性の高い電子行政サービスの提供 (3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革
						第186回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明	(衆)平成26年2月18日	「国民に広く申し立ての道を開く行政不服審査制度については、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の拡充、拡大の観点から、制定後五十年ぶりに見直しを行う改正案を今国会に提出してまいります。」

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。